

令和元年度公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市総合福祉会館		
管理者名	(社福)新潟市社会福祉協議会	指定期間	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日
担当課	福祉部福祉総務課		
所在地	新潟市中央区八千代1丁目3番1号		
根拠法令			
設置条例	新潟市総合福祉会館条例		
施設概要	建物規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上5階 敷地面積 6,700㎡ 述べ床面積 11,714㎡ 施設内容 ・図書コーナー、福祉総合相談センター、会議室、大集会室、多目的ホール、視聴覚室、作業室、調理実習室、技能習得室、プレイルーム、障がい者福祉センター、老人福祉センター、機能回復訓練室等		

施設設置目的
・障がい者や高齢者をはじめ市民が福祉活動に積極的に参加することのできる拠点施設として設置する。
管理・運営に関する基本理念、方針等
管理運営の基本的事項 1. 新潟市総合福祉会館条例に基づき、市民の積極的な福祉活動への参加に寄与するための施設の提供 2. 公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等の利用が確保されること 3. 利用者や市民などの意見要望は管理運営に反映させること 4. 利用者に対し、安全及び快適な環境を提供すること 5. 新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知りえた情報について守秘義務を遵守すること 6. 効率的かつ効果的な管理運営を行い経費節減に努めること 7. 法令を遵守し施設管理を適切に行うこと

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	利用者数と利用団体数	年間延利用者数17万人以上、 延べ利用団体数8千団体以上	年間延利用者数 199,246名 年間延利用団体 8,072団体	B	目標を上回っている
		障がい者福祉センター及び老人福祉センター講座等の年間延参加者数4千9百人以上	障がい者福祉センター講座参加者数221名 老人福祉センター講座参加者数4,208名	B	目標を下回ったが、新型コロナウイルスの影響によりセンター休止期間もあることから、概ね妥当といえる
	貸室全体稼働率	年間58%以上	63.2%	B	目標を上回っている
	サービス満足度	必要に応じアンケートや利用団体懇談会等を実施し、サービス実態を把握すること	ご意見箱の設置	B	意見箱を設置し、利用者の声を現場で聴取している
	要望対応の適切性	意見箱の意見についての回答は迅速に公表し、実現を図ること	ご意見箱を設置し、全回答を掲示している	B	意見箱のすべての回答を公表している
財 務	管理運営経費の節減	入札、見積合わせなど管理的経費縮減に努力すること	修繕や物品購入に際し、複数業者から見積を取り寄せる等、経費縮減に努めた	B	経費削減に努めている
業 務	安心安全の確保	責任者を配置すること、災害時等に際して責任体制、マニュアルの設置、年2回定期訓練の実施、事故後の再発防止対策の実施	有事に備え、責任体制の確認、また非常時の作業、役割分担を各職員が担えることを目的とした避難訓練を、利用者とともに年2回実施している。また、職員や利用者の災害時の対応力強化を目的とした講習、防災設備の機能説明を訓練と併せて実施している。	B	利用者も参加した訓練を行っている
	施設機能の維持	各業務仕様に基く法令点検、定期点検の実施	有資格者による定期点検を実施	B	各種点検が行われている
	当該施設の管理に関する関係法令の遵守	研修会やマニュアルの整備を行う	マニュアルを整備	B	法令に基づいて管理している
	業務仕様書に定める事項の遵守	その他業務仕様書に定める事項の遵守	業務仕様書に基づいて管理運営を行い、業務報告書を提出している	B	仕様書に基づいた事務を行っている
人 材	配置人員条件の遵守	防火管理者1名以上、各管理業務に携わる有資格者の配置	防火管理者1名を配置。設備管理(ボイラー等)の有資格者をそれぞれ配置	B	法令等の配置基準を満たしている

【評価基準】

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

新潟市総合福祉会館を利用される方々が安心・安全に過ごせるよう法令遵守に努めた管理、運営を行う。
また、福祉活動の拠点として、ボランティア団体等の円滑な活動を推進していけるよう、市民の声を取り入れる。

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 (所 見)

指定管理業務において、市と指定管理者との間で適宜十分な打ち合わせのうえ業務を遂行し、要求水準を達成している。市民が福祉活動に積極的に参加できる拠点として総合福祉会館の管理・運営をしており、利用者とともに避難訓練を行うなど、市民参加を心掛けている点も評価できる。